

# 長期履修学生制度(概要)

武庫川女子大学大学院では、職業等に従事しながら大学院で学ぶことを希望する社会人の方々の学習機会を一層拡大する観点から、「長期履修学生制度」を2010（平成22）年度から導入しました（建築学専攻を除く）。

この制度は、職業を有している等の事情で、通常の学生よりも1年間で履修可能な単位数や研究指導を受ける時間が制限され、通常の修業年限（修士課程は2年間、博士後期課程は3年間）で修了することが困難な方のための制度です。在学期間中の1年間の授業料の負担が軽減されます。

時間的制約の多い社会人の方々が、各々、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて学び、仕事に従事しながら学位を取得することが可能になります。

この制度は、本人の申請に基づいて審査し、標準履修年限を超えて長期履修をあらかじめ認め計画的に課程を修了することにより、学位の取得を可能にしたものです。

## 1. 制度の趣旨

この制度は、職業を有する等の事情により年間に履修できる単位数や研究・学習活動に充てられる時間が限られているため、標準修業年限（修士課程は2年、博士後期課程は3年）では大学院の教育課程の履修が困難な学生を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することにより学位の取得を可能とする制度です。

## 2. 申請資格

長期履修学生として申請することができる者は入学資格を有する者のうち、次のいずれかに該当するものです。

- ①職業を有し、就業している者〔自営業および臨時雇用（単発的なものを除く）を含む〕で、著しく学習時間の制約を受ける者
- ②家事、育児、長期介護等により、著しく学習時間の制約を受ける者
- ③その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認めた者

## 3. 在学期間

長期履修学生の在学期間は、修士課程にあつては4年以内、博士後期課程にあつては6年以内となります。なお、長期履修を認める期間は1年単位です。

## 4. 長期履修学生制度に係る授業料

- ・標準修業年限分の授業料総額に相当する額を長期履修期間に応じて納付。ただし、在学中に授業料の改定がある場合および長期履修期間の変更が認められた場合は、授業料を再計算することになります。また、実験実習費等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがあります。
- ・長期履修学生については、授業料の延納の制度は適用されません。
- ・除籍対象となる場合を除き、長期履修期間を終了してもなお修了できずに在学する学生の授業料の額は、長期履修学生以外の学生が納付する授業料の額と同額になります。

(計算式)

授業料等年額（総額）＝（通常の授業料年額×標準修業年限÷長期履修許可期間）＋教育充実費＋実験実習費

**【注意】** 入学後に長期履修学生制度の適用を申し出た学生の授業料等年額は、上記の金額以上を支払うこととなります。

## 5. 長期在学期間の延長

長期履修期間中に状況の変化などが生じた場合、学長の許可が得られれば、長期履修期間を在学年限の範囲内において1年単位で課程在学中1回に限り、延長することができます。ただし、長期履修期間の延長は、修了する予定の学年時において、その申し出はできません。

## 6. 長期在学期間の短縮

長期履修期間中に状況の変化や事由の解消などが生じた場合は、学長の許可が得られれば、長期履修期間を1年単位で課程在学中1回に限り、短縮することができます。ただし、長期履修学生以外の学生の標準修業年限より短縮することはできません。

なお、短縮することによって生じた授業料の差額は、短縮が決定した年度内に納入してもらうことになります。

## 7. 申請にあたっての注意事項

- ①『入学願書』中の「希望する・希望しない」はあくまで出願時点での予備調査であり、これにより長期履修学生制度の申請および審査をするものではありません。また、入学者選抜試験の可否にも一切影響しません。
- ②正式な申請書類は、下記の日程でお届けします。

### 【推薦入試】

合格者に対し、2011年6月28日の合格発表時

### 【前期募集】

- a) 文学研究科、健康・スポーツ科学研究科、生活環境学研究科（建築学専攻を除く）、薬学研究科  
合格者に対し、2011年9月18日の合格発表時
- b) 臨床教育学研究科（修士課程）  
合格者に対し、2011年8月30日の合格発表時

### 【後期募集】

- a) 文学研究科、臨床教育学研究科（修士課程）、健康・スポーツ科学研究科、生活環境学研究科（建築学専攻を除く）、薬学研究科  
合格者に対し、2012年2月26日の合格発表時
- b) 臨床教育学研究科（博士後期課程）  
合格者に対し、2012年3月1日の合格発表時

※制度の趣旨・内容をよく検討し、申請してください。

### 【問い合わせ先】

〒663-8558 兵庫県西宮市池開町6番46号

武庫川女子大学入試センター TEL 0798-45-3500 / FAX 0798-45-3563

E-mail nyuss@mukogawa-u.ac.jp

(FAX、E-mailでお問い合わせされる場合には、題名(件名)に「長期履修学生制度」と必ず明記の上送信してください。)

## 長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、武庫川女子大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第5条第5項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修学生として申請できる者は、本条第2項に定める研究科の専攻が行う入学試験に合格した者（以下「入学予定者」という。）及び本条第2項に定める研究科の専攻に所属する学生（以下「在學生」という。）で次の各号の一に該当し、本大学院学則第5条第1項又は第3項に定める標準修業年限内での修学が困難なものとする。ただし、単位の修得状況や学位論文の執筆状況などにより修了が延期となる者（いわゆる修了延期者）及び入院、療養、出産、長期出張、海外留学等の事由により一定期間履修することができない者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者（自営業、臨時雇用（単発的なものを除く。）を含む。）で、著しく学習時間の制約を受けるもの
- (2) 家事、育児、長期介護等により、著しく学習時間の制約を受ける者
- (3) その他やむをえない事情を有すると学長が認めた者

2 長期履修学生を受け入れる本大学院の研究科・専攻は、次の各号に定める研究科・専攻の修士課程及び博士後期課程とする。

- (1) 文学研究科の全専攻
- (2) 臨床教育学研究科臨床教育学専攻
- (3) 健康・スポーツ科学研究科健康・スポーツ科学専攻
- (4) 生活環境学研究科生活環境学専攻及び食物栄養学専攻
- (5) 薬学研究科の全専攻

(長期履修期間及び在学年限)

第3条 長期履修学生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長期履修学生として認められた入学予定者の長期履修期間は、修士課程にあつては4年以内とし、博士後期課程にあつては6年以内とする。
- (2) 長期履修学生として認められた在學生の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。

2 在学年限は、修士課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることはできない。

(申請手続)

第4条 長期履修学生となることを希望する入学予定者は、入学年度の最終入学試験合格発表日から5日後までに、在學生においては、長期履修開始年度の前年度の2月末日までに、長期履修学生申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する者は、在職証明書又は在職していることが確認できる書類
- (2) 第2条第1項第2号又は第3号に該当する者は、当該事実又は事情を証する書類
- (3) その他当該研究科長が必要と認める書類

(許可)

第5条 前条の申請については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書(様式第2号)により通知する。

(授業料等)

第6条 長期履修学生の授業料は、本大学院学則第41条に定める授業料の総額を、長期履修学生として認められた長期履修期間で分割して納入することができる。ただし、在学中に授業料の改定がある場合及び第9条に基づき長期履修期間の変更が認められた場合は、授業料を再計算する。また、実験実習費等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

2 分割して納入する額は、別に定める。

(履修計画)

第7条 長期履修学生の授業科目の履修については、指導教員から十分な指導を受け、計画的に柔軟な履修計画を立てるものとする。

(履修登録単位数の制限)

第8条 長期履修学生が履修登録できる1学年当たりの単位数は、修士課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては10単位を限度とする。ただし、特別の事情のある場合については、この限りでない。

(長期履修期間の変更)

第9条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、許可を受けようとする学年開始の1ヶ月前までに、長期履修期間変更申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、学長に願出しなければならない。ただし、長期履修期間の変更は、修了する予定の学年時における延長の申出はできず、また、標準修業年限より短縮することはできない。

2 前項の申請については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 第1項に定める長期履修期間の変更は、1年単位で、課程在学中1回限りとする。

4 変更申請が許可された場合における授業料その他納付金の額は、別に定める。

(長期履修の許可の取消し)

第10条 長期履修学生が本大学院学則、若しくは諸規程に違反したとき、又は長期履修に関し虚偽の申請をしたときは、学長は、研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。学生の本分に反する行為のあった時も同様とする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。